

## 剣淵町における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月12日

剣淵町長 早坂 純夫

### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

剣淵地区（剣淵町一円）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

・ 経営体数

法人	5経営体
個人	223経営体
集落営農（任意組織）	0経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

各地域の農用地利用改善組合の利用による貸し付け又は売買の希望が多い現状であることから、当分の間は、農地所有者が農地中間管理機構の利用を希望した場合にのみとする。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 本町は、これまで水稲、畑作、野菜等による複合的な農業への移行に努めてきており、今後も継続しながら安全安心な農産物の生産など付加価値を高めるための取組みを推進する。
- ・ 地元農産物の有効的な活用のため、農商工が連携した取組みの推進を図る。
- ・ 農業後継者の経営安定化に向けた支援を行うとともに、新たに農業を行う人のための体制や環境づくりを図る。
- ・ 農業機械や施設の共同利用などにより労力軽減と生産コスト削減の推進を図る。
- ・ 地域内の遊休農地の農地利用化を進めるとともに、耕作放棄地の未然防止を図る。